附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○厚生労働省令第七十四号

雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）の一部の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項及び第四項、第六十一条の四第一項、第八十一条第二項、第八十二条並びに附則第十一条の二第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「、別に」を「、預金又は貯金への振込みの方法その他の」に、「ところ」を「方法」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3　前項の規定により預金又は貯金への振込みの方法によつて日雇労働求職者給付金の支給を受けることとされた者は、第四十四条第二項に規定する払渡希望金融機関指定届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

4　前項の者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、第四十四条第三項に規定する払渡希望金融機関変更届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

第八十条中「第七十八条」を「第七十六条、第七十八条」に改める。

第百一条の二の十中「第四十五条（第四項を除く。）」を「第四十四条（第四項を除く。）、第四十五条及び第五十四条」に、「同条中」を「これらの規定中」に、「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第百四十四条の二第一項中「第七十六条」を「第七十六条第一項及び第二項」に改め、「第七十六条第二項」の下に、「第七十六条第三項及び第四項」を加える。

様式第十号の四中「教育訓練給付金・」の下に「教育訓練支援給付金・」を加え、同様式注意1中「できる者、教育訓練給付金」の下に「若しくは教育訓練支援給付金」を加え、同様式注意3(13)中「教育訓練給付金支給申請書」の下に「、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書又は教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書」を加え、同様式注意3中(7)を(9)とし、(8)から(16)までを1号ずつ繰り下げ、(14)　教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書

を

種類	
早期再就職支援金	早期再就職支度手当
常用就職支度手当	常用就職支度手当
広域求職活動費	広域活動費

に

種類	
早期再就職支援金	
常用就職支度手当	
広域求職活動費	
就業促進定着手当	

様式第十一号（第四面）中

早期再就職
常用就職手当
広域活動費
就業定着手当

に改める。

様式第十八号を次のように改める。

様式第18号（第44条関係）（第1面）　雇用保険

払渡希望金融機関　指定／変更　届

※帳票種別 3

1. 被保険者番号
□□□□-□□□□□□-□

2. 支給番号
□□□-□□□□□□-□

3. 支払区分 □　4. 金融機関・店舗コード　口座番号

給付金の種類

□ 求職者給付及び就職促進給付	□ 求職者給付（日雇労働求職者給付金）	
□ 教育訓練給付	□ 育児休業給付	
□ 高年齢雇用継続給付	□ 介護休業給付	

フリガナ				
1 氏名				
2 住所又は居所	〒　（電話番号　　）			
フリガナ			金融機関コード	店舗コード
3 名称		本店・支店		
4 銀行等（ゆうちょ銀行以外）	口座番号	（普通）		
5 ゆうちょ銀行	記号番号	（総合）		

※必ず第2面をお読みください。

雇用保険法施行規則第44条第2項・第3項（第62条・第65条・第65条の5・第69条・第101条の2・第101条の2の10・第101条の10・第101条の15・第102条において準用する場合を含む。）の規定により上記のとおり届けます。

平成　年　月　日

公共職業安定所長　殿
地方運輸局長

届出者氏名　　印

支給番号（　　）

備考	金融機関による確認印

◆金融機関へのお願い

失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。

1. 上記の記載事項のうち「1.届出者氏名」欄、「3.名称」欄及び「4.銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「5.ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、「金融機関による確認印」欄に貴金融機関確認印を押印してください。
2. 金融機関コード・店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者

2014. 7